

2. 果実対策事業計画

(1) 事業の概要

果樹産地においては、園地整備が遅れ、高齢化も進展するなど、生産基盤が弱くなっており、このままでは、将来、農家数や栽培面積が大幅に減少することが懸念されるなど危機的な状況になっている。

このため、産地自らが、5年、10年先を見据えて策定した果樹産地構造改革(以下「産地計画」という。)に基づき、計画的・戦略的な取組を進め、「競争力の強い産地の実現、国産果実の安定的な供給の実現」の為に果樹産地の構造改革を早急に図る必要がある。

本年度も引き続き果樹産地の構造改革対策として「担い手の経営改善を支援」「需給調整の適切な実施」のために、(公財)中央果実協会(以下「中央協会」という。)、長崎県、長崎県果実生産出荷安定協議会等関係機関と連携し、次の事業を実施する。

(2) 事業の実施内容

①需給調整対策事業

平成26年産うんしゅうみかんについては、高品質果実の計画的出荷を前提に、全国段階、県及び産地段階で生産出荷目標を策定し、計画的な生産出荷に取り組むこととする。

②果実需給安定対策事業

(ア) 果実計画生産推進事業

長崎県段階で定めた「平成26年産うんしゅうみかんの適正生産出荷の目標」を達成するため、中央協会の定める「平成26年度業務実施方針及び業務実施規程」に基づき、農協等が事業実施主体となり、摘果の推進指導など計画的生産出荷に対する指導の取組を支援する事業である。その実施方針に基づく農協の実施計画の承認、負担金造成、実績確認、補給金交付は本会が実施する。

(イ) 緊急需給調整特別対策事業(～平成26年度)

うんしゅうみかんの出荷において、①、②(ア)で計画的生産出荷への取組みを的確に実施したにもかかわらず、一時的な出荷の集中により、全国的に価格の低下が顕著な場合又は価格の低下が確実に見込まれる場合に、生食用として出荷を計画している果実のうち、価格低下の主因となるおそれのある果実を緊急的に加工原料用に仕向ける措置を支援する事業である。(支援を受けるためには、適正生産出荷目標の配分を受けていることが必要)

対象期間、配分数量、規格、推進体制等については、長崎県果実生産出荷安定協議会「長崎県緊急需給調整事業実施方針」を長崎県果実生産出荷安定協議会において定めることとなるが、その実施方針に基づく農協の実施計画の承認、負担金造成、実績確認、補給金交付は本会が実施する。

③果樹経営支援対策事業(～平成26年度まで実施)

産地計画に基づく、担い手や産地が前向きな取組(優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等)に対して支援する事業である。

整備事業(生産基盤の改善)の定率補助メニューのうち「3戸以上農家が集団で実施

するびわ(なつたより)の改植、園内道整備」については、県及び市町の上乗せ補助制度が20年度から開始され、本年も引続き、県、市町、農協と一体的に事業を推進することとしている。その他の事業についても産地計画に設定した目標を達成するため、事業を活用するように推進中である。

④果樹未収益期間支援対策事業(～平成26年度まで実施)

上記③により、優良品目・品種への改植を実施した後、収穫できるまでの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業である。

【補助内容】

- ・ 下限面積：5アール(第1次、第2次計画の合算不可)
- ・ 補助単価：5万円/10アール×改植の翌年から4カ年(初年目は③で支援)
③と④(4カ年分一括)合算して補助金支給される

⑤特別事業「需要適応型高品質みかん生産販売実証支援事業」

業務方法書第12条に基づき、特別事業資金を取崩して特別事業を実施する。

長崎県内のうんしゅうみかんが年々の天候に左右されずに、高品質みかんの安定した生産供給を行うために、実証展示圃を設置し、生産技術と収益性の検証をすることを目的に、本会が事業実施主体となり、実証試験を行う。

実証試験の内容は、試験圃場を設け、定められた栽培指針に基づき生産した高品質果実を慣行栽培で生産した果実と区分して販売し、その試験結果を公表することとする。そこで、実証試験に使用する品質向上のための資材費の一部を助成する。

なお、本事業の実施方法は、公募とし、審査委員会において審査し、選考の公正を図る。

⑥全国果樹技術・経営コンクール

先進的な果樹農業者の努力の経過及びその成果に優れた生産者等を顕彰するとともに、その事例を広く紹介し、果樹農業の新たな発展に資する事を目的に開催されている。

⑦その他、中央協会の業務方法書に基づいた事業について実施する。

(3) 会員に対する指導、情報提供

①果実需給安定対策事業等の事業説明及び果樹経営支援対策事業の果樹産地協議会実務担当者研修を現地巡回で開催し、業務推進及び周知徹底を行う。

②中央協会及び関係機関からの情報を提供する。

(4) 推進交付金

中央協会から「果樹に関する情報収集・調査を行い、果実需給調整対策等の果樹対策の円滑な推進を図り、果樹産地の活性化等を推進するために」必要な経費の一部が交付される。これには長崎県果実生産出荷安定協議会に対する経費が含まれる。